

## 森林環境保全税見直し(案)のパブリックコメントに対する県の考え方

- 1 テーマ： 「森林環境保全税の見直し(案)に関する意見募集」
- 2 期間： 平成19年8月17日～9月30日  
電子アンケートは平成19年8月17日～9月7日
- 3 その他： 意見交換会は、意見募集期間中県内8カ所で開催

【パブリックコメントの実績】(意見件数を記入。応募者数は( )書き。)

郵便	ファックス	電子メール	県民室・ 県民局へ	意見交換会 会場での投函	計
9(3)	54(16)	15(4)	21(8)	21(8)	419(204)
意見交換会 会場での発言	電子アンケート	その他の 方法			
119(51)	163(103)	17(11)			

その他方法の例：市町村への提出、電話、来庁等

【提案に対する主な意見】

提 案	最終案	県 民 意 見	
		郵送、メール、FAX、意見交換会等	電子アンケート
5年間継続 適用期間を5年間延長	提案のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賛成 1件</li> <li>・反対(3年にすべき) 1件</li> <li>・適用期間を5年とした理由が不明確 2件</li> <li>・税を廃止すべき 2件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・反対(1～3年にすべき) 3件</li> <li>・適用期間をより長期的に設定すべき 3件</li> <li>・税を廃止すべき 3件</li> </ul>
使途の拡大 保安林の整備推進 竹林の整備	提案のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賛成 10件 保安林の果たす役割や現状を考えると必要 1割負担にすれば間伐が進む</li> <li>・より拡大すべき 59件 主な内容 担い手対策 17件 間伐材の利用拡大、持ち出し支援 7件 普通林も対象とすべき 5件 ナラ枯れ対策 5件 里山対策 5件 (その他別添のとおり)</li> <li>・反対 4件 使途を拡大せず、間伐に絞って行うべき 人工林対策は、森林所有者が行うべき</li> <li>個別意見 作業道について 賛成 4件 路網整備は先決的課題 作業道は何回でも使えるので税が生きてくる 反対 1件 個人負担を軽減しても整備は進まない 竹林対策について 賛成 3件 通行障害防止のため竹林対策を行って欲しい 反対 1件 竹林の間伐はすぐ復活するので無駄 提案・要望・その他意見32件 3～5年間の継続的な支援を行うべき(竹林の間伐) 竹の利用拡大を図るべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賛成 1件 混交林への誘導をもっと推進すべき</li> <li>・より拡大すべき 22件 主な内容 担い手対策 4件 間伐材の利用拡大、持ち出し支援 4件 里山対策 2件 鳥獣対策 2件 試験研究 2件 (その他別添のとおり)</li> <li>・反対 1件 森林所有者の責任で行うべき</li> <li>個別意見 作業道について 個別意見無し</li> <li>竹林対策について 賛成 2件 竹林の間伐支援を重点的に行って欲しい 竹林を整備に支援をして欲しい</li> </ul>
税額の見直し  個人：年間300円 500円 法人：均等割額の3%相当 均等割額の5%相当	提案のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賛成 22件</li> <li>・もっと引き上げるべき 6件</li> <li>・現行維持、引き上げに反対 12件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賛成 23件</li> <li>・もっと引き上げるべき 2件</li> <li>・現行維持、引き上げに反対 18件</li> </ul>

【税制度に対する県民意見】

県民からの提案・要望			県の考え方
	郵送、意見交換会等	電子アンケート	
税額・税率 ・ 森林環境保全税は廃止すべき	2件	3件	県内には、間伐などの手入れが遅れ、水源かん養などの公益的機能が著しく低下している森林がまだ多く存在しており、森林環境保全税の継続は必要と考えています。
・ 森林環境保全税の税率を引き上げに反対(現状維持を含む)	12件	18件	県全体の森林環境を保全するためには、森林環境保全税導入時から行っている森林環境保全税単独事業での間伐に加え、公益的機能の高い保安林の整備や竹林対策を緊急に推進する必要がありますので、用途の拡大に伴う税率の改正についてご理解をお願いします。
・ 森林環境保全税の税率はもっと引き上げるべき	6件	2件	税率は、拡大した税収使途事業に必要な経費及び納税者の負担感を勘案して設定していますことをご理解ください。
・ 森林環境保全税の適用期間を5年とすることに反対	3件	6件	森林環境保全税は、適用期間が終了する年度に、事業効果等を検証して以降の方針を検討することとしていますが、適用期間が3年間では、2年分の事業実績しかないため十分な検証が困難であり、適用期間は5年間が適当と考えます。
国税化等 ・ 国の制度とすべき	5件	4件	森林環境保全税は県内の森林を県民自身の広く薄い負担により守り育てる趣旨であることをご理解ください。 なお、森林の公益的機能が広域に及ぶことや、京都議定書をふまえたCO2対策の観点から、国策として森林保全に取り組む必要性がありますので、国税としての制度創設を国に要望していきたいと考えています。
・ 国の負担を求めるべき	3件		国では、既存の造林事業等により所有者等による間伐等の森林整備・保全を支援しています(国51% 県17%)。 今回の森林環境保全税の見直し(案)では、既存事業では出来ないものに加え、既存事業での所有者負担を軽減し、より一層間伐を進めていくこととしています。
徴税方法に関する意見・提案 ・ 地下水を利用する企業などにより課税すべき	6件		森林の水源かん養機能だけに着目した場合、使用水量に応じて負担するのが合理的と思料しますが、大量に水を使用する企業だけに課税すること、地下水を汲み上げ商品として販売している企業が他に水を使用している企業よりも特別に大きな受益があることを客観的に示すことは困難であることから、税の公平・中立の観点から、適当ではないと考えます。 水源かん養機能だけではなく、森林には県土の保全・保健休養・地球温暖化の防止など多くの機能があり、その恩恵を全ての県民が享受していることから、県民に広く薄く負担していただくことが適当と考えます。
・ 例えば、施設の入場料に森林環境保全税を上乗せし、県外の観光客等からも徴収する方法を考えてはどうか。	1件		森林環境保全税は、県内の森林環境の保全や県民の森林を守り育てる意識を高めることを目的としており、水源のかん養、県土の保全等の多くの恩恵を県内の森林から継続的に享受している県民の皆様から、広く薄く負担をいただくものであり、一時的に滞在している人に負担を求めるのは適当ではないと考えます。
・ 県外で暮らす鳥取県出身者から、森林整備について何らかの協力金をもらう仕組みは出来ないか。	1件		森林環境保全税は、多様な森林の恩恵を全ての県民が享受していることから、県民の皆様幅広く負担していただくものですので、本税の趣旨から適当ではないと考えます。
・ 上流と下流、郡部と市部とで税率に差を設けてはどうか。	1件		森林環境保全税は、多様な森林の恩恵を全ての県民が享受していることから、県民の皆様幅広く負担をいただくものですので、居住地により税率の差を設けるのは、税の趣旨から適当ではないと考えます。
・ 木造住宅が、県内の森林整備を推進することから、県外産や輸入材を使用する大手ハウスメーカー等に特別の課税を検討してはどうか。	1件		森林環境保全税は、多様な森林の恩恵を全ての県民が享受していることから、県民の皆様幅広く負担していただくものですので、本税の趣旨から適当ではないと考えます。 なお、現在、既存の「新・木の住まい助成事業」で県産材を使った木造住宅に60万円を上限に助成しているところです。

【税制度に対する県民意見】

県民からの提案・要望			県の考え方
	郵送、意見交換会等	電子アンケート	
・ 直接税として、目的を持って広く徴収してはどうか。	2件		現行制度においても、県民税均等割の超過課税により広く薄く負担していただいた森林環境保全税は、基金に積み立て管理し、目的税的な運用を行っているところです。
・ 水の使用量に応じ、水道局が税を徴収する方法もあるのではないかと。	1件		水の使用は水道水のみならず、地下水、河川水など多岐に渡り、使用量が把握できない水の利用もあり、公平性の観点から問題があると考えます。
・ 大企業は減税され、優遇されて利益を得ている。そこにメスを入れず、なぜ庶民なのか。	1件		森林の恩恵を享受しているのは全ての県民であり、個人・法人から森林環境保全税を負担していただいているところです。
・ 個人の場合も、金額で200円引き上げるというのではなく、法人と同じく均等割の何%という課税をしてはどうか。	1件		法人の均等割は資本金等により5段階の定額の税率となっているため、このように規定しています。
・ 高知県では個人ではなく世帯に課税し、岡山県では県民税を払っている人に課税している。鳥取県は家族全員に一律に課税するのはどうかと思う。	1件		鳥取県の森林環境保全税は、高知県、岡山県その他の森林環境税を導入している他県と同様に、税の基本的な仕組みとして県民税の超過課税方式を採用していますので、ご意見のようなことはありません。
・ 増税の説明は、もう少し肉付けが必要ではないか。(説明不足)	2件		見直し(案)の資料が分かりにくく申し訳ありません。今後の広報などで説明していきたいと思えます。
・ 500円の根拠は、他県を基準にして決めたのではないかと。	2件		税率は、税收用途事業を充実させるために必要な経費を勘案して設定したものです。その際には、他県の税負担水準を調査し参考しております。
・ 徴収漏れが無いようにしてほしい。		1件	個人県民税均等割に係る部分については市町村が、法人県民税均等割に係る部分については総合事務所県税局が、それぞれ賦課徴収しており、徴収漏れがないよう努力しているところです。
・ 県民税で徴収するのではなく、例えば木材を使った最終製品の消費税に上乘せしてはどうか。		1件	森林環境保全税は、多様な森林の恩恵を全ての県民が享受していることから、県民の皆様に広く薄く負担していただくものですので、ご理解をお願いします。 なお、地方消費税の税率は標準税率ではなく一定税率とされており、ご提案のような地方消費税の超過課税は実施不可能です。
・ 個人財産に応じた金額にして欲しい。		1件	森林環境保全税は、多様な森林の恩恵を全ての県民が享受していることから、県民の皆様に広く薄く負担をいただくものですので、財産により税率の差を設けるのは、税の趣旨から適当ではないと考えます。
・ 新聞等を活用して、募金活動や電話募金等を行ってはどうか。		2件	森林環境保全税は、多様な森林の恩恵を全ての県民が享受していることから、県民の皆様に広く負担をいただき、県民共通の財産である森林を県民全体で守り育てる意識の醸成を目的としております。 募金については、現在、善意により自発的に納めていただく「緑の募金」がございますので、これを活用して行きたいと考えています。
・ 空気を汚すタバコやガソリンなどの利用者に課税してはどうか。		1件	森林環境保全税は、多様な森林の恩恵を全ての県民が享受していることから、県民の皆様に広く薄く負担をいただくものですので、特定の者に対してのみ課することは、税の趣旨から適当ではないと考えます。
・ 税額を減らし、適用期間を長くしてはどうか。		1件	税率は、緊急に手入れを必要とする森林の間伐等に必要な経費及び納税者の負担感と他県の事例を勘案して設定していますことをご理解ください。

【税制度に対する県民意見】

県民からの提案・要望			県の考え方
	郵送、意見交換会等	電子アンケート	
・ 県の支援制度を見直し、その分を森林環境保全に使うべき。		1件	森林環境保全税は、多様な森林の恩恵を全ての県民が享受していることから、県民の皆様に広く薄く負担をいただき、県民共通の財産である森林を県民全体で守り育てる意識の醸成を目的としております。 森林を守り育てる意識を高めるためにも県民の皆様に広く薄く負担をいただくことが大切と考えています。
・ 公平に県民が税負担という掛け声で、税ありきには少し賛成できない。		1件	県内には、間伐などの手入れが遅れ、水源かん養などの公益的機能が著しく低下している森林がまだ多く存在しており、これらの森林の保全に必要な経費をまかなうためですので御理解ください。
・ 森林所有者に対して新たな支援を行うのであれば、経費試算をもっと行うべき。		1件	税率や課税期間は、早急に手入れを必要とする森林の間伐などに必要な経費及び納税者の負担感、他県の事例等を参考に設定しています。
・ 環境維持というのであれば、保安林のように税の控除等で対応すべき。		1件	森林環境保全税は、多様な森林の恩恵を全ての県民が享受していることから、県民の皆様に広く薄く負担していただくものですので、保安林に対する税の軽減措置とは趣旨を異にしています。
・ 税の名称が漠然としておりイメージがわからないので、名称を変更してはどうか。		2件	現在の税の名称は、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てるという税の目的から制定しましたが、貴重なご意見として承ります。

【より用途を拡大すべきとの県民意見】

県民からの提案・要望			県の考え方
	郵送、意見交換会等	電子アンケート	
より用途拡大 ・担い手対策を行うべき	17件	4件	森林整備を推進していく上で、担い手対策は必要と考えています。 この対策については、既存の「緑の雇用担い手対策事業(全額国費)」及び「森林整備担い手育成対策事業(県単独事業)」を活用し実施していきたいと考えています。
・間伐材の利用拡大、持ち出し支援を図るべき	7件	4件	間伐を推進していく上で、間伐材の利用や持ち出し支援は必要と考えています。 現行制度では、持ち出し支援事業の対象外にしていますが、提案した保安林間伐の上乗せによる事業地については支援対象にしたいと考えています。
・里山対策を行うべき	5件	2件	里山対策は、現行のソフト事業で実施可能であり、ボランティア団体等の企画による活動を引き続き支援したいと考えています。
・竹林対策を継続的に支援すべき	5件		竹林の繁茂力は旺盛であり、御意見のとおり、単年度間伐を実施しただけでは税の目的を達成しない場合も考えられるため、複数年支援できるよう検討していきます。
・普通林も支援対象とすべき	5件		普通林も一定の公益的機能を有しています。 しかし、納税者の負担感、それから来る税収及び全体の用途を勘案し、県民生活を守るために、より公益的機能の発揮が求められる保安林に限定したいと考えています。
・ナラ枯れ対策を行うべき	5件		ナラ枯れ被害の拡大を防止するためにも、早急の対策が必要と考えています。 この対策については、既存の「森林病害虫等防除事業(国事業)」を活用し実施していきたいと考えています。
・枝打ちも対象とすべき	3件		枝打ちは、人工林にとって大切な施業の一つと考えています。 しかし、下層植生の回復等による森林の持つ公益的機能の向上に、より効果的な間伐に限定したいと考えています。
・鳥獣対策のための森林整備も行うべき	1件	2件	集落や水田周辺の間伐などは、鳥獣対策にある程度の効果があると思われます。現行制度でも、里山の人工林の間伐も対象としており、鳥獣対策に寄与しております。 また、提案した保安林の上乗せによる間伐が進めば、鳥獣対策により効果的かと考えています。
・マツクイムシ被害対策を行うべき	3件	1件	マツクイムシ被害対策は必要であり、これまでも継続的に実施しております。 この対策については、既存の「森林病害虫等防除事業(国事業)」を活用し実施していきたいと考えています。
・地籍調査など、境界確定を積極的に行うべき	2件		地籍調査は森林管理のためにも重要と考えていますが、県全体として進んでいないのが現状です。 県は、実施主体である市町村に対し取り組みを促すための研修などを今後も継続していきたいと考えています。
・山の木をアルコールにするなどの研究が出来ないか ・森林の付加価値を高めるための調査研究	2件	2件	現在、木質バイオエタノールの研究は、国の研究機関や民間レベルで実施されていますので、この動向を注視することとし県レベルでの実施は考えていません。
・林道の整備を行うべき	1件		林道整備は、効率的な森林施業や木材搬出のために必要なことと考えています。 この対策については、既存の国制度を活用しながら整備していきたいと考えています。
・市街地や沿道の緑化を行うべき	1件	1件	市街地の緑化などは、県民生活に潤いを与え重要な役割を担うと考えます。 この対策については、現行どおり国や市町村などの施設管理者が周辺の状況を踏まえながら緑化を行っていくことが適当と考えております。
・廃園のクヌギ造林など、植林を支援すべき	1件	2件	クヌギ造林については、既存の造林事業において県単独で上乗せを行っていますので、これを活用していただきたいと考えています。
・造林公社が所有する森林の手入れを行うべき	1件		造林公社は、約14,500haの森林を造成・管理しており、その多くが間伐などの手入れが必要な森林です。 造林公社は、県が100%出資した財団法人であり、これまでもその運営に対する支援を県が行っていることから、県民の皆様から特別にいただいた税を充当することは考えていません。

【より用途を拡大すべきとの県民意見】

県民からの提案・要望			県の考え方
	郵送、意見交換会等	電子アンケート	
・県有林や市町村有林の手入れを行うべき 1件			県有林や市町村有林も他の森林と同様に公益的機能を有しており、その発揮が期待されています。 これら公有林の管理は、その自治体自らが先導的に行うべきであると考えていることから、県民の皆様から特別にいただいた税を充当することは考えていません。
・所有者負担は10%ではなく、より軽減すべき 1件			この度の用途事業の見直しにおいては、既存事業を活用し森林所有者の負担を軽減することで間伐意欲を引き出し、より一層の間伐を推進するものです。 一部負担については、所有者の施業意欲の喚起、林業を取り巻く現状、資産的価値等を考え、10%負担としたところです。
・不在村所有者の同意が無くても事業を実施すべき 1件			不在村所有者の問題は、山村の過疎・高齢化のほか、森林の放置にもつながっていると考えますが、所有者の同意無く実施することはできません。 国では、不在村所有者対策を検討しており、県としてはこの動向を見ながら検討して行きたいと考えています。
・竹材の利用拡大を図るべき 3件			竹材の利用は、竹林整備を推進する上で重要と考えております。 しかし、竹製品が中国からの輸入製品やプラスチックなどの代替品に置き換わってきた現状を考えると容易ではないと考えておりますが、竹炭や竹粉などの利用研究も進められており、これも注視しながら利用拡大を進めて行きたいと考えています。
・名木100選の維持管理を行うべき 1件			名木100選は、県内に存在する代表的な樹木を郷土の誇りとして広く県民にPRするために選定しました。 これらは、単木的に選定されており、森林環境という視点からはかけ離れていることから、税による維持管理は考えていません。
・ソフト事業をより拡大すべき 1件		1件	ソフト事業により県民意識を高めていくことは重要と考えています。ソフト事業は、NPO等のボランティア団体による企画提案方式を採用しており、幅広い活動が可能となっております。しかし、事業費の下限額をより低く設定して欲しいとの声をいただきましたので、見直したいと思っております。 また、今後も制度の運用面でNPO等の意見をお聞きしながら、改善すべきことは改善して行きたいと考えております。
・ペレットストーブなどの整備・普及を行うべき		1件	現在、県の施設でもペレットストーブやペレットボイラーの整備を進めています。 また、既存の「市町村交付金事業」の中でペレットストーブの整備を支援しており、今後とも既存事業を利用しながら整備普及を図って行きたいと考えています。
・中山間地において交流事業を行うべき		1件	現在行っているとっとり県民参加の森づくり推進事業を活用し、県民を対象にNPO等のボランティア団体が企画立案することで実施可能と考えております。
・海岸の浸食防止のため海岸林の整備を行うべき		1件	今後とも海岸林の整備は、既存の治山事業などを活用し実施して行きたいと考えています。
・市町村の裁量で行うことが出来る事業を増やすべき 1件		1件	今回の見直しにおいて、新たに取り組む作業道整備や竹林対策については、地元市町村を通じた制度を考えております。

【その他用途についての県民意見】

県民からの提案・要望			県の考え方
郵送、意見交換会等	電子アンケート		
用途事業について ・3年間の実績から、今後5年間で8,500haの間伐は不可能 1件			従来は、県が森林所有者に代わって森林環境保全税100%で間伐を行っていましたが、見直し案では既存の造林事業に上乗せ(保全税22%)することにより、森林所有者の負担を軽減し間伐意欲を引き出し、少ない経費で多くの間伐を実施することが可能となります。
・竹林が集中するところをモデル地区に設定してはどうか 1件			事業を推進していく上で、モデル林やモデル地区を設定し、森林所有者や県民等にPRすることは重要と考えております。 モデル林等の設定は、事業実施前に設定することは考えていませんが、事業実施後にPR性の高いところがあればモデル林等にすることを検討したいと思います。
・竹林の伐採よりも侵入竹の駆除を優先させるべき 1件			竹林対策は、侵入竹の駆除だけを行っても効果は低く、侵入源となっている竹林の林種転換や間伐などを行うことが重要と考えています。
・作業道整備に係る市町村負担を軽減できないか 2件			市町村負担を前提に作業道整備に係る森林所有者負担を軽減しても、市町村負担がネックとなり整備が進まないのであれば効果が期待できないため、どのような方法が良いのか慎重に検討します。
・里部の山でも保全税事業の対象地として欲しい 1件			森林環境保全税の間伐候補地は、奥地の水源林だけでなく、間伐が緊急に必要な里部の人工林も対象としております。
・ソフト事業よりハード事業を重視すべき (より間伐を進めるべき) 5件		3件	県民理解のもと間伐を推進していくことが必要であり、それには森林に対する県民意識を高めるための取り組みが重要と考えています。
・森林環境保全ではなく、林業経営や建築業界を活性化させるために税を使うべき 2件		1件	林業や建築業を活性化させることは、木材の利用が林業を活性化させ、森林環境の保全へとつながることから重要なことと考えます。 これについては、既存の施策等を活用しながら支援していきたいと考えています。
・企業をもっと活用すべき 1件			森林環境保全税は、法人についても法人県民税均等割税率に3%を上乗せさせていただいており、これを5%まで引き上げたいと考えています。 また、企業の森林保全活動を支援する「とっとり共生の森」に6社の企業(H19.10末現在)が参画し、森林整備活動を開始されているところです。 県としては、今後も「とっとり共生の森」への企業参画を推進していきます。
・森林所有者に補助金を出すのではなく、必要なところを優先順位を付け、県が直営で行えば良いのでは。 2件			未だに多くの間伐が必要な森林がある中で、一層の間伐を進めていくためには、現行事業(県直営事業)に加え、既存事業に森林環境保全税を上乗せすることにより、森林所有者の間伐意欲を高め、より多くの間伐を進めていくことが必要と考えています。
・環境教育のためにも教育委員会等と連携すべき 1件			森林を守り育てる意識の醸成のためには、小中学生等の環境教育も重要と考えており、教育委員会とも連携を図りながら、事業の普及に努め、多くの小中学生等が森づくりに参加できるような取り組みを行いたいと思います。
・地域で納められた税は、その地域で使って欲しい 1件			これまでの事業実績から見れば、スギやヒノキの人工林が多く存在する八頭郡や日野郡で間伐が多く行われておりますが、これらの恩恵は、単にその地域の方だけではなく、下流域の住民を含め県民全体が受けております。 なお、本制度では、地域を限定して間伐を行っているものではなく、県全体として間伐を推進しているものです。
・森林所有者自身が保安林かどうかを知らない状況で間伐が進むのか 1件			保安林かどうかについては、県の各総合事務所林業振興課、あるいは市町村や森林組合等にまずはご相談ください。
・ソフト事業は、県外講師ではなく県内講師を積極的に活用すべき 1件			森林整備活動等を指導する能力のある方は、県内にも多く在住しており、その活用が望ましいと考えており、多くの団体は、県内講師を活用しています。 県では、来年度から新たに、こうした県内の人材の登録・紹介を行う制度を検討しております。

【その他用途についての県民意見】

県民からの提案・要望			県の考え方
郵送、意見交換会等	電子アンケート		
・ソフト事業が採択されるまでの申請者の負担が大きい	1件		ソフト事業は、NPO、ボランティア団体等による企画提案方式を採用しており、独自性のある多種多様な企画が提案されます。 これらの内容を適正に審査・採択し透明性を確保するためには、納税者の方で組織する評価委員会に対する概要説明は不可欠と考えておりますので、事業者の方のご理解をお願いします。
・ソフト事業を実施する際、森林環境保全税の紹介、周知を図るべき		1件	これまで、参加者募集チラシや新聞広告などには、森林環境保全税の支援を受けていることを明記するようお願いしております。 また、パンフレットの配布や制度の周知にも努めていただいております。 県としても、新聞、広報誌、パンフレット等により制度の周知に努めたいと考えています。
・ソフト事業を100%補助することは適当ではない		1件	ソフト事業は、森林活動を行っているボランティア団体だけでなく、これまで森林活動を行っていない団体の取り組みも期待しております。ボランティア団体の多くは資金が無く、特に予算のない小中学校等は、一部負担があれば取り組みを行うことはできないと思われます。 従って、多くの県民参加を促進するため、一部負担は求めないこととしております。 この補助金が適正に使われるよう、その計画及び実績を評価委員会で審査いただくとともに、県としても指導や検査を徹底したと考えています。
・竹林の整備は、県が森林組合に委託し、ボランティアを指導しながら実施してはどうか		1件	ボランティアによる竹林の整備は、現行のソフト事業で対応が可能です。 今年度、中部地域で企画提案のあった竹林整備は、森林組合指導のもとに行われております。
・個人に支援できるのは低利融資しかないのではないか		1件	森林環境保全税で行う事業は、個人の資産形成のために税を投入するものではなく、県民全体が恩恵を受けている森林の持つ公益的機能の高度発揮のために投入するものです。これは、森林・林業の現状を踏まえ、県民理解のもと行っているものです。
・印刷や広報経費を削減し本体事業に使うべき	1件		本事業の実施も県民理解が必要であること、また、今回のパブリックコメントでも制度の周知不足や情報公開不足などのご意見が寄せられており、普及啓発リーフレットや広報経費は必要と考えております。
・森林所有者への支援は最低限にとどめたい		1件	見直し案においては、所有者の施業意欲の喚起、林業を取り巻く現状、資産的価値等を考え、既存事業を活用してより一層の間伐を進めるため、森林所有者負担を10%としたところです。



【その他県民意見】

県民からの提案・要望			県の考え方
	郵送、意見交換会等	電子アンケート	
制度全般 ・制度普及、広報が必要	20件	24件	本制度が十分に浸透していないことに対し、深く反省しております。 次期施策においては、新聞紙上、HP、広報誌等により、納税者・森林所有者への制度普及を図りたいと考えています。
・実績の情報公開が必要	11件	11件	これまでも、森林環境保全基金の状況や事業の実績などを県のHPにて公開してきましたが、今後は、実績等について、新聞紙上、HP等を通じ、より多くの方に見やすい形で情報公開を行っていききたいと考えています。
・税の適正運用に努めるべき	6件	4件	県民から納入された貴重な税であり、今後とも事業の採択・検査等を適正に行うとともに、情報公開も図っていきます。
・採択要件(面積要件)を緩和すべき	4件		県実施分については、現行のとおり森林の機能が効果的に発揮されるよう、一定のまとまりを持った区域(概ね3ha)としたいと考えています。
その他 ・森林の荒廃は国の林業政策等が原因	6件		拡大造林を推進する一方で木材の輸入を推進してきた国の林業政策が、結果的に森林が荒廃した原因の一つとして考えられますが、このまま荒廃した森林が放置されれば、県民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことが危惧されることから、県としては、緊急に必要な対策を実施していきたいと考えています。
・税投入するなら公有林化など所有権を放棄させるべき		4件	本制度は、税を投入し県民に多くの恵みをもたらしている森林の整備・保全することにより、森林の持つ公益的機能の高度発揮を目的とするものであり、公有林化までは考えていません。
・入札制度を見直すべき(指名 一般競争へ)	1件	2件	鳥取県では、競争性・公平性を確保するため、H15年度から指名競争入札を実施しております。また、H18年度からは、一部試行的に制限付一般競争入札を実施しております。 入札制度については、今後も引き続き検討していきたいと考えております。
・勧告または罰則を設けるべき	1件	2件	森林法において勧告制度ありますが、森林・林業を取り巻く厳しい現状を考えれば、所有者だけに責任を負わせることは適当ではないと考えています。 森林から多くの恩恵を受けている全ての県民が、森林整備・保全を支援していくことが必要と考えています。
・県庁の各部署が本施策に携わり、永続的・積極的に取り組むべき	2件		森林・林業政策は、森林の整備・保全、林業の振興だけではなく地域経済、雇用対策、教育的視点など、様々な側面を有しており、庁内各部署との連携は必要と考えており、今後とも連携を行っていきます。
・間伐が必要な森林の位置を県民に示すべき	1件		鳥取県内のスギやヒノキの人工林約94千haを全て調査することは、不可能であるため、箇所抽出による調査を行い間伐が必要な森林面積を推計しております。 なお、事業実施にあたっては、その森林について間伐の必要性を1件ずつ調査しながら事業箇所として採択している状況です。
・風力発電のための風車建設補助を止め、その分を森林整備に使うべき	1件		風力発電は、環境にやさしい自然エネルギー利用の観点から重要な施策の一つと考えており、森林整備とは切り離して考えるべきものと考えます。
・将来、木材販売収益を得た場合は、県に還元する制度とすべき	1件		本制度で間伐を行った森林は、実施後20年間の皆伐・転用を禁止する協定を締結しております。これは、長期にわたり、その森林の公益的機能を発揮させるために森林環境保全税を投入したことに対する担保と考えており、これ以上、個人財産に制限を加えることは適当ではないと考えております。
・行政支援がないと成り立たない林業を止め、森林を自然な森に戻すべき		2件	現在、森林環境保全税で取り組みを行っている県の直営事業(ハード事業)は、スギ・ヒノキの人工林に広葉樹を生育させるための間伐を行っております。 これは、経営を重視した経済林ではなく、森林の持つ機能を高度に発揮することを重視した環境林として考えています。
・安易に個人支援を行うのではなく、森林所有者は、もっと責任を持って森林を管理すべき		1件	森林・林業を取り巻く厳しい現状を考えれば、所有者だけに責任を負わせることは適当ではないと考えています。 森林から多くの恩恵を受けている全ての県民が、森林整備・保全を支援していくことが必要と考えています。
・緑の募金事業を半ば義務的に支払っているが、その効果や使い道がはっきりしない		1件	「緑の羽根募金」は、任意の協力金であり、義務的に負担をいただくものではないと考えています。 皆様からいただいた募金は、地域の森林づくりや学校の環境緑化、緑の少年団育成等に活用されています。

【その他県民意見】

県民からの提案・要望			県の考え方
	郵送、意見交換会等	電子アンケート	
・個人所有の森林に税を投入するのであれば、それに見合う公共的な権利を確保すべき		1件	<p>現在、森林環境保全税で取り組みを行っている県の直営事業（ハード事業）を行う場合は、施行後20年間の非皆伐施業、転用禁止の協定を締結し、長期にわたり森林の持つ公益的機能の維持を担保しております。</p> <p>また、見直しの中で検討している既存事業への上乗せについては、所有者負担を求めることから、既存制度に基づき施行後5年間の非皆伐施業、転用禁止が条件となります。</p> <p>なお、保安林を伐採する場合には、事前に許可や届出が必要となるなど、一定の制約があります。</p>
・森林環境は、結果を急がず長い目で見るとべき		1件	<p>いただいたご意見のとおり、森林・林業は農業等とは異なり、長期的な視点も必要と考えています。</p> <p>森林環境保全税による事業は、間伐により下草や低木類を早期に回復させることにより、森林の公益的機能の高度発揮を目的としています。</p>
・水源かん養のためにあるべき森林の生態系が理論的に確立されているのか		1件	<p>水源かん養機能を発揮させるための理想的な森林は、理論的には確立されていませんが、水源かん養機能を左右する主な要因は土壌です。</p> <p>スギやヒノキなどの人工林で適切な間伐が行われず放置されれば、林内が暗くなり地表が裸地化すると、降雨時には雨水が浸透せず土砂が流出します。</p> <p>森林環境保全税事業では、間伐により林内に陽光を入れ、早期に植生を回復することにより水源かん養機能の高い森林に整備していくものです。</p>
・森林整備が遅れている根本的な問題解決が、これからの森林行政に求められる。		1件	<p>言われますように、林業を取り巻く状況は様々な因子があり、それらを一つずつ解決していくことが重要と考えております。</p> <p>森林整備が遅れている主な要因は、従来から森林整備を支えてきた林業の採算性が悪化し、森林所有者の施業意欲が低下していることにあります。</p> <p>このことから県では、林業の活性化を図るため低コスト化、担い手対策、木材利用対策など様々な施策を実施しています。</p> <p>今後とも、生産性、採算性の高い林業の構築を支援し、森林整備の推進につなげていきたいと考えています。</p>